

IHCの運用ガイドラインが改定されました

IHC（インターネット・ホットラインセンター）では
なりすまし型偽投資広告を掲載する行為
及び

「送金犯罪」の依頼又は誘引行為
を「違法情報」として通報を受け付けています。

！ 次のような情報は、違法情報に該当し得るものとして、
IHCへの通報対象となります。

なりすまし型投資広告を掲載する行為

100万円が1億円へ



有名芸能人●●が
教える絶対に儲かる
投資方法

★毎月10%以上の
リターン

無料投資グループで
投資方法を公開中！！

著名人等になりすまして
当該著名人等の名義を無断で
使用した

- 投資実績を表示する広告
 - 投資セミナーに勧誘する広告
- 等

↑ なりすまし型投資広告の例

「送金犯罪」の依頼又は誘引行為



副業紹介します！

【内容】

送金アプリや銀行口座に振り
込まれたお金を指定の口座に振
り込むだけ！

【報酬】

報酬は送金分の5%

↑ 「誘引行為」をするSNS投稿の例

※「送金犯罪」について
詳細はこちら→



① 「依頼行為」

- ・ 特定の者に対して、送金の依頼等を
するように働きかけること

② 「誘引行為」

- ・ 送金する者を募集するなど、自らの
意思を間接的に表示して誘いかけ、
相手方となる者の申込みを待つこと

